

作成日:2016 年 08 月 30 日

改訂日:2025 年 03 月 04 日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	エステラーゼ染色用 N,N-ジメチルホルムアミド
供給者の会社名／部署	武藤化学株式会社／学術部
住所	東京都文京区本郷 2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
電子メールアドレス	mutopop@mutokagaku.com
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	検査・研究用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分 3

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:蒸気) : 区分 3

皮膚腐食性/刺激性 : 区分 2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分 2B

生殖細胞変異原性 : 区分 2

発がん性 : 区分 1B

生殖毒性 : 区分 1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分 1(肝臓)、区分 2(呼吸器)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分 1(肝臓)

環境に対する有害性

区分に該当しない／分類できない

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報
引火性の液体および蒸気
吸入すると有毒(吸入:蒸気)
皮膚刺激

	眼刺激 遺伝性疾患のおそれの疑い 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 臓器の障害(肝臓) 臓器の障害のおそれ(呼吸器) 長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害(肝臓)
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 涼しいところに置くこと。 容器を接地しアースを取ること。 防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器】を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
応急処置	皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。 皮膚を水【またはシャワー】で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。そして再使用する場合には洗濯をすること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 医師に連絡すること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。 気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。 ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡する事。 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
保管	容器を密閉しておくこと。 直射日光を避け、換気の良い涼しい場所で保管すること。 必要に応じ施錠して保管する。
廃棄	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性 データなし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 ; 化学物質

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	化審法	CAS 番号
N, N-ジメチルホルムアミド	100%	C ₃ H ₇ N ₀	2-680	68-12-2

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

データなし

4. 応急処置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。

皮膚（または髪）に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水【またはシャワー】で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当てを受けること。そして再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

データなし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

データなし

医師に対する特別な注意事項

データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類

使ってはならない消火剤

棒状放水、水噴霧

火災時の特有の危険有害性

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

全ての着火源を断つ。周囲に注意喚起し、避難させる。可能であればガス発生源を遮断する。

危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。

低地から離れる。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

吸収剤（例：乾燥土、砂、不燃性布）で流出物を拭き取り、化学品廃棄容器に回収する。

大量の流出には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて化学品廃棄容器に回収する。

回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

火花を発生させない工具を使用すること。

漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。

二次災害の防止策

付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	局所排気・全体換気	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
	安全取扱い注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。 容器を密閉しておくこと。 涼しいところに置くこと。 容器を接地しアースを取ること。 防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器】を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。
保管	安全な保管条件	容器を密閉しておくこと。 直射日光を避け、換気の良い涼しい場所で保管すること。 必要に応じ施錠して保管する。
	安全な容器包装材料	データなし

8. ばく露防止及び保護措置

		許容濃度	
化学名	管理濃度	日本産衛学会	ACGIH
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm、30mg/m ³ 、経皮吸収	TLV-TWA : 5ppm、Skin
設備対策	防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 設備/装置全体を密閉化するか、又は局所排気装置/プッシュプル型換気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設け、その位置を明確に表示する。		
保護具	呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。	
	手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。	
	眼、顔面の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。	
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

物理状态	: 液体
色	: 無色
臭い	: 特異臭
融点/凝固点	: -61℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 153℃
可燃性	: 引火性の液体および蒸気
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 2.2～15.2vol%(100℃)
引火点	: 58℃(密閉式)
自然発火点	: 445℃
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水、ほとんどの一般的な有機溶媒と混和する。
n-オクタル/水分配係数(log 値)	: logPow=-1.01(測定値)
蒸気圧	: 3.87mmHg(25℃)[換算値 515Pa(25℃)]
密度及び/又は相対密度	: 0.9445(25℃/4℃)
相対ガス密度	: 2.52(空気=1) 計算値
粒子特性	: データなし
その他データ	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	酸化剤、硝酸塩、ハロゲン化炭化水素と激しく反応する。 加熱や燃焼により分解し、窒素酸化物、ジメチルアミンなどの有害ガスを生成する。
避けるべき条件	高温、直射日光、加熱、炎、火花、静電気、スパーク、混触危険物質との接触
混触危険物質	酸化剤、硝酸塩、ハロゲン化炭化水素
危険有害な分解生成物	炭素酸化物、窒素酸化物

11. 有害性情報

急性毒性(経口)

ラットを用いた試験の LD50 値が 3,000mg/kg, 3,920mg/kg, 4,000mg/kg, 4,320mg/kg, 3,200mg/kg, 7,170mg/kg (EHC 114(1991)) より、区分外(国連分類では区分 5)とした。

急性毒性(経皮)

ラットを用いた試験の LD50=3,500mg/kg(環境省リスク評価第 1 巻(2002))、5,000mg/kg, 11,140mg/kg, 11,000mg/kg(EHC 114(1991)), より区分外(国連分類では区分 5)とした。

急性毒性(吸入：ガス)

GHS の定義による液体であるため、ガスでの吸入は推定されず、分類対象外とした。

急性毒性(吸入：蒸気)

マウスを用いた試験の LC50 値が 9400mg/m³/2 時間(換算値 4.7mg/L 4 時間、この値は飽和蒸気圧の 90%より低く蒸気と判断される)である(HSDB, 2005)ことから区分 3 とした。

急性毒性(吸入：粉塵、ミスト)

データなし。

皮膚腐食性/刺激性

【分類根拠】

(1)～(6)より、本物質は刺激性を有するとの複数の証拠があることから、区分 2 とした。なお、新たな情報源を用いて旧区分を変更した。

【根拠データ】

(1) 本物質をヒトがばく露することによる皮膚刺激性と発疹の症状を示す情報が複数あり、軽微から中等度の皮膚刺激性を示すとの報告がある(ACGIH(2018)、CICAD(2001))。

(2) 本物質と偶発的接触(体の約 20%)した 52 歳男性は、肌を洗浄後、再び着衣し、車で帰宅したところ、45 分後の症状として皮膚の炎症と充血が報告されている(PATY(6th, 2012)、厚労省有害性評価書(2017))。

(3) 仕事本物質に偶発的にばく露した 21 歳及び 28 歳の男性は、手と前腕の紅斑性発疹が生じたとの報告がある(厚労省有害性評価書(2017))。

(4) マウスの皮膚に本物質 500mg/kg 体重を適用したところ、2～3 時間後に一過性の刺激性がみられ、2,500 及び 5,000mg/kg 体重では軽度の刺激性がみられたとの報告がある(EHC(1991)、NITE 初期リスク評価書(2005)、厚労省有害性評価書(2017))。

(5) ラットの皮膚に本物質 94,472,944mg/kg 体重を適用したところ、944 mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある(PATY(6th, 2012))。

(6) ウサギの皮膚に本物質 100,200,400mg/kg 体重を適用したところ、400mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある(PATY(6th, 2012))。

(7) 本物質は、健康障害を防止するための指針に係る通達の中で、「皮膚、目、粘膜を強く刺激する物質」とされている(厚生労働省労働基準局長 基発第 0614001 号、平成 28 年 3 月 31 日基発 0331 第 26 号により廃止)。

【参考データ等】

(8) 本物質は、平成 8 年労働省告示第 33 号(平成 25 年厚生労働省告示第 316 号により改正)において、労働基準法施行規則別表第一の二第四号 1 の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)に「ジメチルホルムアミド」として指定されており、本物質にさらされる業務による、特定の症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病(頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃腸障害)が、業務上の疾病として定められている。

(9) 本物質は、平成 15 年厚生労働省労働基準局長通知基発第 0811001 号において、労働安全衛生規則第 593 条に規定する有害物で保護眼鏡等の眼障害防止用保護具を備えなければならないもののうち「ジメチルホルムアミド」として指定されている。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

【分類根拠】

(1)～(5)より、本物質は刺激性を有すると考えられる。GLP 試験(1)の証拠の重みを踏まえて区分 2B とした。なお、新たな情報源を用いて旧分類から区分を変更した。

【根拠データ】

(1) ウサギを用いた眼刺激性試験(GLP 準拠、n=6)で本物質原液を適用したところ、1、4 時間後に上眼瞼及び下眼瞼の内側に大きな水疱が見られたが、24 時間後には縮小し、48 時間後には回復したとの報告がある(REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。

(2) ウサギを用いた眼刺激性試験(n=3)において、本物質原液、10%、50%溶液(0.9%NaCl)を適用したところ、1 時間後に結膜浮腫及び紅斑が見られたが、6 日後には回復したとの報告がある(REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。

(3) ウサギの眼刺激性試験において、結膜嚢に本物質水溶液(25%)0.1mL を適用したところ影響はみられなかったが、50%水溶液で軽度の刺激性が、75%水溶液及び原液では重篤な刺激性が見られたとの報告がある(EHC(1991)、厚生省有害性評価書(2017))。

(4) ウサギの眼刺激性試験において、本物質 0.1mL を適用したところ、中等度の角膜傷害と結膜の充血がみられ、2～3 日後で顕著になり、14 日後には軽度の結膜充血と重篤な傷害、軽度の表面歪み及び下層の血管新生を伴った中等度の角膜傷害がみられたとの報告がある(EHC(1991)、厚生省有害性評価書(2017))。

(5) 本物質は、健康障害を防止するための指針に係る通達の中で、「皮膚、目、粘膜を強く刺激する物質」とされている(厚生労働省労働基準局長 基発第 0614001 号、平成 28 年 3 月 31 日基発 0331 第 26 号により廃止)。

呼吸器感作性

データなし。

皮膚感作性

【分類根拠】

(1)～(3)より、感作性陰性を示す複数の証拠はあるが、感作性の有無を判断する十分な情報が得られず、分類できないとした。

【参考データ等】

(1) マウスを用いた LLNA 試験(OECD TG406、n=6)で本物質溶液(アセトン/オリーブ油(4:1v/v))を適用したところ、感作性を示す明らかな兆候は見られなかったとの報告がある(SIAR(2001)、ACGIH(2018)、REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。

(2) マウスを用いた LLNA 試験で本物質を適用したところ、対照群と処置群で差は見られなかったとの報告がある(CICAD(2001)、ACGIH(2018))。

(3) モルモットを用いた Maximization 試験で本物質を適用したところ、感作性を示さなかったとの報告がある(EHC(1991)、SIAR(2001)、REACH 登録情報(Accessed Dec. 2018))。

生殖細胞変異原性

CERI・NITE 有害性評価書 No. 8(2005)の記述から、経世代変異原性試験で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験がなく、体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性の結果があり、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験がないことによる。

発がん性

吸入によるがん原性試験の結果、ラットの雌雄に肝臓の肝細胞腺腫と肝細胞癌の発生増加が認められ、マウスの

雌雄に肝臓の肝細胞腺腫、肝細胞癌の発生増加が最低用量の 200ppm から、さらにマウスの雄に特に悪性度の高い肝芽腫が認められ、ラット、マウスの雌雄とも明らかな癌原性が示された(厚生労働省委託癌原性試験, 2000)。肝臓腫瘍の発生に種差、性差がなく悪性度も高い腫瘍が発生している。この結果に基づき厚生労働省より「N,N-ジメチルホルムアミドによる労働者の健康障害を防止するための指針」(厚労省指針, 2005)が出されている。以上より区分 1B とした。

なお、日本産業衛生学会(1991)は第 2 群 B、IARC 71(1999)がグループ 3、ACGIH-TLV(2001)が A4 に分類しているが、これらの評価にはこの試験結果は含まれていない。

生殖毒性

CERI・NITE 有害性評価書 No. 8(2005)から、親動物に一般毒性影響のみられない濃度で、次世代に奇形(口蓋裂、外脳症、水頭症、蝶形骨欠損、癒合肋骨、尾欠損)などがみられていることによる。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ヒトについては「摂食障害、嘔吐、腹部、腰部、大腿部の痛みがみられ、症状が消えた後でも肝臓で線維化、組織球の集簇」(CERI・NITE 有害性評価書 No. 8(2005))の記述があり、実験動物では「肺胞壁の肥厚」(CERI・NITE 有害性評価書 No. 8(2005))等の記述があることから、肝臓、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。

以上より分類は区分 1(肝臓)、区分 2(呼吸器)とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

ヒトについては「肝機能障害」、「アルコール不耐性の兆候が見られた。」(IRIS(1990))、「肝障害の増加 AST または ALT の上昇」、「限局性肝細胞壊死、滑面小胞体の微小胞の脂肪変性」の記述があり、実験動物では「小葉中心性の肝細胞肥大」(NTP TOX22(1992))、「急性肝細胞傷害を示唆する」、「SGPT 及び SGOT 活性の上昇、幼若動物の肝臓に病理組織学的な変化」(IRIS(1990))、「100ppm 以上 : ALP 活性上昇 200ppm 以上 : ALT 活性上昇」、「200ppm 以上 : 肝臓の単細胞壊死」(CERI・NITE 有害性評価書 No. 8(2005))等の記述がある。なお実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。

以上より分類は区分 1(肝臓)とした。

誤えん有害性

データなし。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)

魚類(ヒメダカ)の 96 時間 LC50>100mg/L(環境省生態影響試験、1995)他から、区分外とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

難水溶性でなく(水溶解度=1.00×106mg/L(PHYSPROP Database、2005))、急性毒性が低いことから、区分外とした。

残留性・分解性

難分解性

生体蓄積性

低濃縮性

土壌中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

ADR/RID(陸上)

国連番号	2265
品名(国連輸送名)	N, N -DIMETHYLFORMAMIDE
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	3
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	-

IMDG(海上)

国連番号	2265
品名(国連輸送名)	N, N -DIMETHYLFORMAMIDE
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	3
副次危険	-
容器等級	III
海洋汚染物質	-
MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当

IATA(航空)

国連番号	2265
品名(国連輸送名)	N, N -DIMETHYLFORMAMIDE
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	

	3
副次危険	-
容器等級	III
環境有害性	-
国内規制	
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。
その他(一般的)注意	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。
特別安全対策	道路法、消防法の規定によるイエローカード携行の対象物
緊急時応急措置指針番号	129

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物・引火性の物

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条)

「N, N-ジメチルホルムアミド-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.3 」

「令和 7 年 4 月 1 日施行：対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2)

「N, N-ジメチルホルムアミド-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」

がん原性物質(安衛則)(作業記録等の 30 年保存対象物質)(第 577 条の 2 第 3 項)

「N, N-ジメチルホルムアミド-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」(適用日：令和 5 年 4 月 1 日)

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(規則第 594 条の 2)

「N, N-ジメチルホルムアミド-裾切値(重量%) : 0.1」(皮膚吸収性有害物質)(適用日：令和 6 年 4 月 1 日)

第二種有機溶剤等(有機溶剤中毒予防規則)

「N, N-ジメチルホルムアミド」

作業環境評価基準(法第 65 条の 2 第 1 項)

「N, N-ジメチルホルムアミド(管理濃度：10ppm)」

がん原性に係る指针对象物質(健康障害防止指針公表物質)(第 28 条第 3 項)

「N, N-ジメチルホルムアミド」

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)

第一種指定化学物質(管理番号：232)「N, N-ジメチルホルムアミド」

毒物及び劇物取締法

非該当

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)「N, N-ジメチルホルムアミド」

消防法

第4類 引火性液体、第二石油類

大気汚染防止法

揮発性有機化合物(VOC)(法第2条第4項)「N, N-ジメチルホルムアミド」

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中環審第9次答申(別表1)の105)「N, N-ジメチルホルムアミド」

海洋汚染防止法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)

16. その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法 PRTR・MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法 MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
GHS 分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
GHS モデル MSDS 情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の手扱いを対象としたものであって、特殊な手扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。